

建設経済常任委員会委員長報告

去る9月4日の本会議において、議長から本委員会に付託されました案件は、議案3件及び請願3件です。本委員会は、所管部課長等の出席を求め審査を行いました。以下審査の経過と結果について順次報告いたします。

記

- 1 審査年月日 令和5年9月5日(火)及び8日(金)
- 2 場 所 委員会室2
- 3 出席委員 【9月5日】高橋 誠、小久保博雅、保角美代、岡村有正、村田裕子
【9月8日】高橋 誠、毛呂一夫、小久保博雅、工藤日出夫、保角美代、岡村有正、村田裕子
- 4 審査結果

「議案第59号」北本市印鑑条例の一部改正については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第62号」市道の路線の廃止については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議案第63号」令和4年度北本市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、挙手全員により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

「議請第2号」北本総合公園テニスコートの改修に関する請願については、挙手全員により一部採択とすべきものと決定しました。

「議請第3号」北本総合公園内トイレの洋式化に関する請願については、挙手全員により採択すべきものと決定しました。

「議請第5号」西後保護地区周辺の緑地の保全を求める請願については、挙手なしにより不採択とすべきものと決定しました。

◎「議案第59号」について

(1) 「デジタル庁から示されている移動端末設備のOSはAndroidに限ることだが、端末はスマートフォンのほかタブレットも対応しているのか」と質疑したところ、「国からは現時点では携帯端末と聞いていますので、タブレット端末は対応していないと考えています」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第62号」について

(1) 「今回廃止する路線の売払金額の算定根拠について」質疑したところ、「今回の案件は、道路に隣接する土地の所有者から一体的に土地利用を図りたい旨の申請があったため路線を廃止するものです。売払金額の算定根拠は、概算の面積45平方メートルに1平方メートル当たり単価5,200円を乗じて、予定額23万4,000円となります」との答弁がありました。

本案に対する討論はありませんでした。

◎「議案第63号」について

本案に対する質疑が1件あり、討論はありませんでした。

◎「議請第2号」について

本請願審査では、紹介議員及び請願者を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願者の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「今回は北本市テニス協会から請願が提出されているが、硬式だけではなく軟式で中高生等もテニスコートを利用している。その人たちの意見等も汲み取っているのか」と質疑したところ、「中体連やソフトテニス協会等と請願について話はしていません。中体連の大会を見ているとクレーコートの使用が多いので、クレーコートを残してほしいと言われるかもしれません。

また、ソフトテニス協会からはクレーコート排水性を良くして整備してほしいと言われるかもしれませんが、テニス協会では先日会長を含めてこの話をしましたが、排水性が良くて整備状況が良ければクレーコートは使用できるので、特にオムニコートにこだわるということではありません」との答弁がありました。

(2) 「テニス協会が把握しているクレーコートでのけが人の発生状況について、また、請願趣旨にある肉離れはクレーコートが原因とまでは言えないのではないか」と質疑したところ、「去年は、鎖骨骨折、肉離れ、白線につまづきアザの3件の事故がありました。オムニコートでも肉離れをしている人を見受けられますので、どちらのコートでも起こりうる現象だと思いますが、白線につまづいて転ぶということはオムニコートでは起こりません」との答弁がありました。

(3) 「クレーコートは平成15年以降全面改修を行っていないため今後整備計画を進めていくと聞いている。請願事項1について、先ほど請願者は特にオムニコートにこだわらないと答弁したが、請願趣旨と異なることについてどう考えているか」と質疑したところ、「考え方としては、オムニコートありきではなく、まずは危険回避をしてください、排水性を良くすればオムニコートでなくても、利用者に迷惑をかけることはありません、ということです。人工のクレーコートは排水性がよく整備も容易で、整備費用や維持管理費用が抑えられると考えられますので、検討していただけるのであれば、いろいろな種類の中でメリットがあるものを選んで改修工事をやっていただきたいということが、テニス協会としての意見です」との答弁がありました。

質疑を終了し、討論に入る際、委員より一部採択を求める動議が提出されました。

本動議に対して、賛成討論が1件ありました。

なお、一部採択の内容については、別紙を御参照いただきたいと思います。

◎「議請第3号」について

本請願審査では、紹介議員及び請願者を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願者の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「この請願は、全面的に洋式トイレに整備するという趣旨だと思ったが、そうではなくて、部分的に和式トイレを残しても良いという考えなのか」と質疑したところ、「高速道路のパーキングエリアのトイレを見ても、和式トイレが残っているのが現状で、和式トイレを利用したいという人が一定数います。何が何でも洋式にということではなく、整備する際は利用者の意見をアンケート等で聞いていただき配慮をしていただければと思いますが、総合公園の価値を上げるためにも、トイレの整備、洋式化は喫緊の課題と考えています」との答弁がありました。

本請願に対する討論はありませんでした。

◎「議請第5号」について

本請願審査では、紹介議員及び請願者を招請し審査を行いました。

はじめに、紹介議員から請願趣旨の説明を受け、請願者の意見陳述を行った後、質疑・答弁がありましたので、その内容について主なものを申し上げます。

(1) 「請願事項には西後保護地区及びその周辺に残っている雑木林について、公有地化するなど将来にわたって確実に保全することとあるが、周辺とはどのあたりを想定しているのか」と質疑したところ、「現在指定されている0.19ヘクタールだけだと南小通りから奥まったところのほんの一部という形になってしまうので、南小通りに面している指定解除されたがまだ雑木林

として残っているところ、また、さらにその奥の雑木林が一部残っているところまでを緑地として残すことに意味があると思っています。できるだけ広い範囲で、今の緑を残していただきたいというのが要望です」との答弁がありました。

(2) 「公有地化するとすると、関係ない地域の人から見ると、なぜ私たちの税金を使ってわざわざ雑木林を買わなければいけないのか、という意見も出てくると思うが、市民の税金を使うことについてどう考えるか」と質疑したところ、「西後保護地区は南小通りに面していて、小学校や幼稚園の子どもたちが普段から目にしている身近な森林ですし、防災の観点から、あるいは生活を豊かにするという観点からも、保存していくことに関しては理解が得られるのではないかと考えています。その際、公有地化がベストかどうかは検討する必要があるので今回は「公有地化など」としていて、公有地化はひとつの選択肢であり、所有者の方も含めてどういう残し方ができるのかを議論していかなければいけないと思っています。緑地として残す方法を考えて、残していきたいということが請願人の考えです」との答弁がありました。

(3) 「公有地化するのは1つの方法とのことだが、仮に公有地化する場合、地権者はそのことに関して同意しているのか」と質疑したところ、「公有地化はあくまで1つの方法ということで今回提案していますので、具体的に公有地化するような打診はしていません。地権者が求める、納得できる方法を今後協議しながら考えていくべきだと思っています」との答弁がありました。

(4) 「この地区は旧暫定逆線引き地区で数少ない市街化区域に編入できる地区のため、将来的な市街化への整備を考えると、中央緑地の残事業の現状をみても公有地化は厳しい状況にあると思うが、どう考えているか」と質疑したところ、「もし旧暫定逆線引き地区を今後区画整理することになれば、一定割合の公園を残さなければならないので、1つの方法として、地権者が

公有地化を望めば、この場所を公園の面積として算入することで減歩の負担を減らせるのではないかと思います。財政的な面では、公有地化する場合は財源として市債を充てることができ、土地は減価償却もしないので、もし財政状況が悪化したら必要があれば売却することもできます。市債を発行して財産として残れば、手法としては悪いものではないと思っていますので、公有地化も含めてあらゆる方法を検討してほしいと考えています」との答弁がありました。

本請願に対する討論はありませんでした。

以上、報告いたします。

令和5年9月26日

建設経済常任委員会
委員長 村田裕子

北本市議会議長 滝瀬光一様